

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

二十歳の時に国民年金に加入する際、40年間保険料を納付しなければ年金を受給できないなどと世間ではよく言われていたので危機感を覚え、途切れることなく国民年金保険料を納付した。

結婚後は任意加入であったが、申立期間当時は経済的にも困っていなかったため、国民年金を脱退するはずがなく、引き続き国民年金保険料を納付していたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、資格取得日は昭和45年11月7日(任意)、資格喪失日は昭和59年9月2日と記載されており、申立人の申立期間に係る特殊台帳に記載されている国民年金被保険者の資格得喪日と一致している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は国民年金保険料の納付方法についての記憶も明らかでないことから、保険料の納付状況は不明である。

しかしながら、社会保険事務所が保管する上記の特殊台帳の昭和59年9月の欄には、他の納付月と同様に「納」の押印が確認される上、申立期間直前である59年4月から同年6月までの3か月分の国民年金保険料を口座振込によ

り納付したことを証する国民年金保険料領収証書を申立人が所持していることから、申立人があえて口座振込の契約を解除し、同年7月分及び8月分のみの国民年金保険料の納付書の発行を受け、同年9月分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立人は、昭和59年9月に資格喪失していることから、同月分の国民年金保険料については制度上、納付することはできないが、申立人に還付された記録は無く、保険料相当額が長期間国庫歳入金として扱われていたことが明らかであることを踏まえると、被保険者期間でないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、59年9月分の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から同年9月まで

社会保険事務所での年金手続の際に、昭和50年7月分が未納となることが分かった。当時、未亡人会で町内の人が3か月に一度、集金に来ており、持っている仮領収書の昭和50年7月、8月、9月の欄に受領の押印がある。妻と二人分一緒に納めていたのに妻だけ領収されている上、厚生年金保険と重複する7月、8月の保険料還付の覚えも無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を集金人へ一緒に納付したとしており、申立人及びその妻が所持する国民年金保険料仮領収書に、集金人が国民年金保険料を受領したことを示す印が押印されているにもかかわらず、申立人の妻のみ国民年金保険料が納付済みとなっているのは不自然である。

また、申立人が自宅に来ていた集金人に納付していたと主張するとおり、申立人が居住しているA市には、当時、納付組織が存在している上、申立人が挙げる当時の集金人の氏名も確認されるなど申立内容に不自然さは見られず、申立期間について納付があったものと推認できる。

なお、申立人が厚生年金保険に加入していた昭和50年8月及び同年9月については、国民年金保険料相当額の納付があったものの、国民年金被保険者とはなり得ない期間であることから、保険料納付済期間とすることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)Cにおける資格喪失日に係る記録を8年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA(株)B支店における資格喪失日は平成元年2月21日、(有)Dにおける資格喪失日は9年6月7日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月20日から同年2月21日まで
(A(株)B支店)
② 平成8年8月31日から同年9月1日まで
((株)C)
③ 平成9年6月7日から同月10日まで
((有)D)

社会保険庁の年金記録では、厚生年金保険の資格喪失日が申立期間①については平成元年2月20日、申立期間②については8年8月31日、申立期間③については9年6月10日となっているが、離職日はそれぞれ元年2月20日、8年8月31日、9年6月6日である。

また、申立期間②については、給与明細書のとおり平成8年8月分の給与から保険料が控除されているが、上記資格喪失日の誤りのため、被保険者期間とされていない。

さらに、申立期間③については、給与明細書のとおり平成9年6月分の給与から保険料が控除されているが、被保険者期間とされておらず、また、同月分の厚生年金保険料の控除と納付した国民年金保険料が重複しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A(株)の厚生年金基金の「厚生年金基金 退職(脱退)一時金裁定通知書」において申立人の資格喪失日は平成元年2月21日と記載されている上、雇用保険被保険者期間資格取得届出確認書及び雇用保険受給資格者証において申立人の離職日は同年2月20日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成元年2月21日と認められる。

- 2 申立期間②については、給与明細書、確定申告書及び雇用保険の記録により、申立人が(株)Cに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、(株)Cは既に解散し、事業主等の所在も不明であることから確認することができない。しかし、事業主が資格喪失日を平成8年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、本人所持の給与明細書における労働日数は平成9年5月21日から6月6日となっている上、雇用保険被保険者期間資格取得届出確認書及び雇用保険被保険者離職票の離職日は同年6月6日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成9年6月7日と認められる。

一方、厚生年金保険料と国民年金保険料の重複については、上記のとおり厚生年金保険の資格喪失日は同年6月7日と認められるところ、厚生年金保険法では、「被保険者期間は資格取得月から喪失月の前月まで」(第19条第1項)と定めていることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間は同年5月までであり、給与から控除された厚生年金保険料と納付されている国民年金保険料については、重複しているとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から27年4月29日まで

Aの地で、B放送を見て厚生年金保険のことを知った。日本で勤めていた期間があったので、親戚に自分の年金を調べてもらったら、脱退手当金を受給した事になっていた。受給したとされる時期は、既に結婚のため県外に転居し、農業に従事しており、脱退手当金のことなど全く知らなかったし、受給した覚えも無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年1か月後の昭和28年5月13日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録も平成20年4月3日まで氏名変更処理がなされていないことから、請求されたとすれば、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和27年10月21日に婚姻し、改姓しており、県外へも転居していること等から、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録において、支給されたとする脱退手当金の金額は、法定支給額と279円の相違がみられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

広島国民年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年9月まで

私は、昭和48年7月ごろ、自分自身で国民年金の加入手続を行い、毎月、金融機関を通じて、国民年金保険料を納付していたと思うので申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、申立期間に係る保険料の納付方法、納付金額等について記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人への国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年10月ごろと推認でき、申立人は、50年10月1日に強制の資格で国民年金に加入している。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る特殊台帳の保険料納付記録欄（昭和50年10月）に資格取得を示す「取得」の印が押されており、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料の納付はできない期間となり、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 501

第1 委員会の結果

申立人の昭和36年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から48年12月まで

私は、昭和48年ごろ、知人から、国民年金保険料を5年から6年間分納付したら、36年4月から全期間納付したことになるという聞き、夫婦二人分の国民年金保険料を5年から6年間分として、A市B出張所において5万円から6万円を納付した。

しかし、私の納付記録は、昭和49年1月から保険料を納付したになっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及び申立人の元妻の国民年金手帳記号番号払出日は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和49年1月ごろに払い出されたと推認でき、申立人の資格取得年月日は、49年1月1日となっているが、申立人の元妻の資格取得年月日は、40年4月1日となっている。このため、申立期間は、未加入期間となり保険料納付は不可能である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその元妻に国民年金手帳記号番号が払い出された当時は、特例納付が実施されており、申立期間の保険料は納付可能であり、申立人の元妻は、大正14年生まれであったことから国民年金を受給できる資格期間を満たすため、さかのぼって昭和40年4月に資格を取得し、特例納付をしたものと推測できる。これに対し申立人は、昭和15年生まれであったことから、加入時点から60歳までの保険料を納付するだけでも国民年金を受給できる状況にあり、申立人のみさかのぼって保険料を納付していない状況は必ずしも不自

然ではない。

加えて、申立人は、A市役所（B出張所）において、窓口にいた担当者を通じて、国民年金保険料を納付したとしているが、A市は、「当時、当該出張所においては、特例納付保険料の収納を行うことができない上、申立人が国民年金の加入手続や保険料納付を行ったとする申立人の知人の市の担当者は、当時、当該出張所には在籍していなかった。」としていることから、申立人の申立内容との間に齟齬がある。

このほか、申立人と申立人の元妻が5年間分の保険料を特例納付したとすると、国民年金保険料は、10万8,000円となり、5万から6万円の保険料を納付したとする申立てとは乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結果

申立人の昭和42年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年9月まで

私は、昭和42年10月に個人事業主として冷暖房設備機器の販売事業を始めた。その際、夫婦一緒に国民年金に加入した。加入手続及び保険料納付は元妻が行っており、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人及び申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和46年10月ごろにA市で払い出されたものと推認でき、申立人が所持する国民年金手帳には、強制の資格により、同年10月25日に資格取得と記録されている。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の昭和46年度国民年金印紙検認記録欄には、昭和46年4月から同年9月までの間は「納付不要」との印が押されていることから、申立期間は未加入期間と推認でき、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の元妻も国民年金に未加入であり、申立人は、申立人の元妻が加入手続を行い国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人の元妻の現在の連絡先が確認できないこと、及び申立人自身が加入手続や保険料納付に直接関与していなかったことから、当時の保険料納付状況等の詳細が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から50年3月まで
② 昭和57年4月から61年3月まで

私は、申立期間当時、飲食店を経営しており、お金には余裕があったので、毎月、金融機関を通じて国民年金保険料を納付していた。しかし、先日社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間①及び②のうち、昭和57年4月から60年3月までの期間は保険料を免除してもらった記録となっている上、60年4月から61年3月までの期間は保険料の納付記録が無く、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間は併せて9年間と長期であり、毎月金融機関を通じて保険料を納付していたとの申立てにもかかわらず、国民年金保険料の納付記録が一度も記録されていないことは不自然である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

また、申立人は、昭和45年4月の保険料額を9千円台であったとしているほか、国民年金保険料を金融機関で毎月納付していたとしているが、納付を行った金融機関を具体的に記憶していない上、申立内容は申立期間当時の保険料額等(35歳未満は300円で、納付頻度は3か月ごと)と相違している。

さらに、申立期間②については、当時、婚姻していた申立人の元夫も国民年金保険料の申請免除を受けているほか、申立期間①の保険料額は9千円台であるとしているのに対し、その7年後の申立期間②の保険料額については記憶が無いとしており、申立人の申立期間当時の保険料納付の記憶は不確かである。

加えて、申立期間①及び②において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年12月まで

私の国民年金加入手続は、私の兄が行ってくれ、昭和46年3月分までの保険料は、私の兄が納付してくれていた。

私は、昭和46年に独立開業し、その後は私自身で毎年度1年分を一括して納付してきており、申立期間の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料を毎年度1年分一括して納付したというほかに具体的な供述は得られない上、申立期間当時の納付状況(申立人とその妻と一緒に納付していたか等)は、本申立てに先立って行われた申立人の妻の申立ての際に述べていた状況から変遷しており、当時の保険料納付に係る記憶が明確でないと見受けられる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しや別の納付記録が有ることをうかがわせる事情も見当たらない上、社会保険庁の記録のほか、申立期間当時、申立人が居住していたA市役所が保管する申立人の被保険者名簿においても申立期間①及び②に係る国民年金保険料が未納であると記録が整理されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年8月まで

私は、昭和41年4月ごろ、国民年金に任意加入した。その後、42年8月に旧A町に住所を移転するまで自宅を訪れる集金人を通じて国民年金保険料を納付していたので申立期間が未加入となっているのに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間の資格取得手続及び資格喪失手続に係る申立人の記憶は明確でなく、申立人が所持している国民年金手帳は昭和47年3月31日に発行されており、同日に任意で国民年金の資格を取得したと記録されている上、申立人は申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けたかどうかについて、覚えていないとしている。

さらに、任意加入となる申立期間は、制度上、さかのぼって資格取得はできないことから、申立期間は未加入期間と推認できる。

加えて、仮に昭和41年4月にさかのぼって資格取得したとしても申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和47年3月ごろ）では、申立期間は特例納付によるほかは時効により保険料の納付ができない期間となる。任意加入期間は特例納付の対象でない上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から49年5月まで

私は、会社を退職した昭和40年ごろに自分自身で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、自分自身で夫婦二人分の保険料を信用金庫の窓口で納付していた。A町に引っ越してからは、婦人会の人が当番で集金に来ていた。申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は納付方法について、申立期間の当初は信用金庫で納付し、昭和46年にA町に引っ越してからは、婦人会の集金によって納付していたと主張しているが、申立期間当時は信用金庫で納付できなかったこと、及びA町の婦人会では国民年金保険料の集金は行っていなかったとの証言があることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は不明であるが、申立人が国民年金加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年5月から同年6月ごろと推認され、申立人の資格取得は51年2月15日に強制の資格で加入となっており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、保険料納付はできなかったものと認められる。

加えて、仮に、申立ての昭和40年7月にさかのぼって資格を取得したとしても、申立期間の大部分である40年7月から49年3月までの間は、国民年金の資格取得手続時においては、時効により保険料の納付ができない期間であったと推認できる。

このほか、申立人は、自分自身の保険料と申立人の夫の保険料を併せて納付したとしているが、申立人の夫も、申立期間の大部分は未納期間や未加入期間

となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 507 (事案 223 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 51 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 10 月まで

私は、国民年金の資格取得日とされている昭和 51 年 11 月 10 日より少し前に、姉から国民年金の話聞き、市役所の窓口で相談に行ったところ、期間をさかのぼって国民年金に加入できると言われ、申立期間に係る国民年金保険料を一括して現金で市役所の窓口で納めた。

自分はこれまですべての期間を年金に加入し、納めてきたつもりであり、加入手続等も行ってきた。昭和 49 年 9 月から 51 年 10 月まで未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、

- ① 申立期間の国民年金保険料を一括して市役所の窓口で納付したと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は納付した保険料額については覚えておらず、納付状況等が不明であること
- ② 申立期間は任意加入の期間であることから、加入手続を行った時点から、期間をさかのぼって国民年金に加入することはできないこと
- ③ 申立期間の一部期間については、過年度の保険料として納付することとなるが、市役所の窓口は国民年金の過年度保険料の収納は行っていないこと

として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は保険料納付を示す資料として新たに申立人の夫に係る「市・県民税特別徴収税額通知書」を提出したが、当該通知書に記載されている社会保険料控除額には、申立人の申立期間の保険料納付を示す保険料額が含まれているものとは推認できず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月27日から同年7月15日まで
(A丸)
② 昭和28年9月17日から同年11月27日まで
(B丸)
③ 昭和29年1月20日から同年11月25日まで
(C丸)
④ 昭和29年12月30日から30年3月31日まで
(D丸)

私はすべての船舶に通信士として乗船した。申立期間において在籍したことを証明するため、船員手帳、経歴証明書、及び父が記録した乗船履歴を提出するのでよく確認してほしい。給料明細書及び船員保険被保険者証等は手元に無いが昭和30年4月1日以前の加入期間が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳に船員保険の加入記録が無く、当該事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名も無い。

また、申立人が同じ職業補導所の卒業生で元同僚として挙げた者及び申立期間当時にA丸に乗船して船員保険の加入記録がある者からは、申立人が申立期間にA丸に乗船し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる供述は得られない上、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は申立期間の大部分が船員保険の適用期間ではない上、船員保険被保険者台帳に申立人に係る船員保険の加入記録が無く、船員保険被保険者名簿に申立人の氏名も無い。

また、当該事業所は船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人に係る当時の船員保険料控除や勤務実態について供述を得ることができない上、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間③については、船員保険被保険者台帳に申立人に係る船員保険の加入記録が無く、船員保険被保険者名簿に申立人の氏名も無い。

また、当該事業所は船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人に係る当時の船員保険料控除や勤務実態について供述を得ることができない上、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間④については、船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿における船員保険の資格取得年月日の記録は、申立人を含む船長以下 11 名全員が申立期間より後の昭和 30 年 4 月 1 日となっている。

また、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月27日まで

私は、昭和14年4月からA社に徴用工員として勤務し、20年7月18日に召集令状を受け取り入隊した。その後、会社とは一切連絡を取っていないので、脱退手当金が支給済ということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和22年10月13日に支給決定されているが、申立期間当時の受給要件により、死亡または資格喪失後1年経過後に請求できることとされていたことから、脱退手当金の支給決定に不自然さは見られない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立ての事業所の被保険者名簿に記載されている被保険者について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人の他にも、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が同じで脱退手当金支給記録がある者や資格喪失日は相違するが脱退手当金の支給決定日が同じ者が見られることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 20 日から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 25 年 10 月 30 日から 26 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 25 年 5 月 17 日から同年 10 月 27 日までの間、A 労働組合の青年婦人部長(専従役員)として、25 年 10 月 30 日から 26 年 3 月 15 日までの間、同労働組合の財政部長(専従役員)として勤務した。当時の賃金明細等はないが、この間の賃金は労働組合から支払われており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを証する関連資料(給与明細書等)は無い。

また、申立期間①及び②についてA労働組合及びB事業所C工場に係る被保険者名簿に、申立人の被保険者としての記録は無い。

さらに、現在の当該労働組合(D支部)の代表者によれば、労働組合が給与を支出するのは専従職員に限られるが、申立期間当時の専従職員の定義が明確でなく、青年婦人部長及び財政部長が専従職員であったかどうかは明確でないとし、申立人が当時、当該組合に係る被保険者であったことを確認できないとしている上、申立人の後任と思われる者からも有力な供述は得られなかった。

加えて、当該労働組合の代表者は、申立期間当時の労働組合の総務担当者は、現在所在不明で、当時の資料も無く、申立人について給与(報酬)から厚生年金保険料を控除していたか否か確認できないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。申立期間はA(株) B支店の次長として勤務していたので、厚生年金保険被保険者としての記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る雇用保険の加入記録が無い上、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)も無い。

また、申立人が勤務していたとしているA(株) B支店について、社会保険庁のオンラインシステムの事業所索引で検索した結果、記録は無く、厚生年金保険の適用事業所ではないと推認できる。

さらに、申立人は、「A(株)は、Cグループであった。」としているため、C(株)及びCグループ各社について社会保険庁のオンライン記録で検索したが、申立人の被保険者記録は無い。

加えて、申立人は申立期間に勤務したとする事業所での同僚については音信不通であるとしていることから、同僚からの供述も得られず、申立期間当時の申立人の雇用情報の詳細が確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 16 日から 17 年 2 月 12 日まで
私は、申立期間中、A事業所所有の船舶に、一等航海士として労働(乗船)していた。入社後しばらくして会社から船員保険被保険者証を受け取り、私も家族もときどき使用していたことを覚えており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間中の給与明細書(平成 11 年 4 月分、12 年 2 月分、14 年 1 月及び同年 3 月分、15 年 1 月分、16 年 6 月分)に船員保険料が控除された記載が無い。

また、申立人が勤務したとしている事業所は、「申立人とは個人事業主(外注)として雇入契約しており雇用関係が無いため、船員保険の保険料を給与から控除しておらず、所得税も徴収していない」としている。

さらに、申立ての事業所に係る申立人の被保険者記録として、社会保険事務所のオンライン記録に、申立人は、平成 17 年 2 月 13 日資格取得、同年 6 月 30 日資格喪失及び同年 9 月 1 日資格取得、同年 11 月 10 日資格喪失と記録されているが、申立期間に係る船員保険の被保険者としての記録は無い。

加えて、申立ての事業所が保管している申立人に係る「船員保険厚生年金保険被保険者取得届および標準報酬決定通知書」に、平成 17 年 2 月 13 日資格取得及び同年 9 月 1 日資格取得と記録されている通知書の写が有り、当該通知書の記録は、社会保険事務所の記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間中、船員保険被保険者証をもらっていたとしているが、申立人はB市において、平成 12 年 10 月 31 日から国民健康保険に加入(平成 17 年 2 月 14 日資格喪失)しており、12 年 10 月 31 日以降の申立期間においては、船員保険に加入していなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 8 月 15 日まで
私は、A社で2隻の船に船員として乗船しました。船員保険被保険者として記録があるように乗船の後、昭和 43 年 11 月頃にB丸に転船し、44 年 7 月頃に下船したので、B丸の船員保険記録を調べてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB丸に乗船していたことは同僚の供述から推認することができるものの、申立人が申立期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B丸を運航していたとみられる事業所として、事業所所在地及び代表者が同一であった「A社」及び「C社」が確認できることから、社会保険事務所の保管するA社及びC社の船員保険被保険者名簿を確認したが、いずれも被保険者証記号番号に欠番は無く、申立期間に申立人の記録は無い。

さらに、A社は既に解散していること、C社では「申立期間当時の資料等を保存しておらず、B丸を運航していたこと以外は確認できない。」と回答していること、両社の代表者であった当時の事業主も死亡しており、同僚等の供述も得られないことから、申立人の勤務及び船員保険料控除の事実を確認できない。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 7 日から 28 年 3 月 14 日まで

私は、昭和 27 年 7 月頃、知人から「戦艦を造ったドックにアメリカの会社が来て工員を募集しているので行かないか」と誘われ、その会社の下請の A 社に塗装工として入社した。

初めは臨時工で、昭和 27 年 10 月 7 日付けで本工に採用された。在籍証明書もある。しかし、昭和 28 年 3 月 14 日からの厚生年金保険被保険者資格取得となっており、もう一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び B 社の在籍証明書から、申立期間に申立事業所で申立人が勤務していたことは推認することができるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保有する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は昭和 28 年 3 月 14 日に資格を取得しており、申立期間については厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が記憶する 3 人の同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得状況をみると、1 人は記録が見当たらず、2 人は入社日から約 6 ヶ月後に被保険者資格を取得しており、申立人が入社日から約 5 ヶ月後に被保険者資格を取得していることと考えあわせると、申立事業所は本工であっても必ずしも採用後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったものと推認することができる。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。